

# 『活力創生釧路市集中改革プラン』による

# 事務事業の見直しに ご理解、ご協力を



問合先  
市役所行財政改革推進室  
(☎0154-31-4592 ☒ku110801@city.kushiro.hokkaido.jp)

財源不足を解消し、行財政改革を集中的に実行するために作成した『活力創生釧路市集中改革プラン』に基づき、事務事業の見直しを行いました。

実施にあたりまして、市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。主な見直しの概要は、次ページ一覽表のとおりです。

※その他の事務事業の見直しの詳細につきましては、今後、「広報くしろ」への掲載をはじめ、担当課から皆さんへ適時お知らせをする予定です。



どのような事業が見直されたのか一部を紹介します(次ページ一覽表の番号に対応しています)。

## 14 『重度障がい者 交通費助成』に所得制限

交通費助成(タクシー・ガソリンチケット)に所得制限を導入します。申請書を前回助成対象者へ送付(4月6日発送予定)しますので、所得要件に該当する方のみ申請してください。

### ■所得要件

市民税非課税世帯・生活保護世帯の方。

※市民税課税世帯・未申告世帯(事前に申告が必要)は対象となりません。

### ■障害要件

①身体障害者手帳所持者で、肢体不自由1級、肢体不自由2級(車いす常用者のみ)、視覚障害1・2級、内部障害1級の方。



②療育手帳所持者で知的障害Aの方  
※施設入所者や長期入院している方は除く。

## 35 『中小企業融資制度』の 融資条件などの見直し

申請期間 4月10日(火)～5月11日(金)  
問合先 市役所社会福祉課障がい福祉担当 (☎0154-31-4537)  
阿寒町行政センター保健福祉課社会福祉担当(☎0154-66-2121)  
音別町行政センター保健福祉課社会福祉担当(☎0154-79-5151)

中小企業向け融資制度の一部統合や融資条件などを見直しました。

### ■丸釧資金

運転資金・設備資金合わせて5千万円までの融資あつせんを受けられるようになります(金融機関の審査の結果、ご希望どおりの融資が受けられない場合もありますので、ご注意ください)。

※そのほか、改正内容の詳細については、市のホームページに掲載しますので、ご確認ください。

問合先 市役所商業労政課商業振興担当(☎0154-31-4548)

## 45・46 『道路照明灯』の間引き 点灯および点灯時間短縮

道路照明灯の間引き点灯および点灯時間短縮を行います。  
幹線道路などの連続照明灯を対象とし、4月から逐次実施しますので、ご協力とご理解をお願いします。



なお、節電する照明灯には「節電中」のシールを張り、お知らせします。また、路線に面している関係町内会会長あてに、詳細図を送付し、回覧していただくようお願いをしています。

※対象となる路線は、4月中旬に市のホームページに掲載する予定です。

問合先 市役所道路河川課  
(☎0154-31-4558)